

戸籍謄抄本・住民票・転出証明書などの郵送での請求

■用意するもの

①戸籍謄（抄）本・住民票等交付申請書

- ・請求書と同じ内容を記載した便箋・レポート用紙などでも結構です。

②返信用封筒

- ・返信先の住所・氏名を記入し、切手を貼付してください。
- ・必要通数によって郵便料金が異なります。切手は多めに入れてください。

③手数料

- ・手数料額は市区町村により異なります。あらかじめ各市区町村にご確認ください。
- ・手数料を郵送する際は、郵便局で発行の「定額小為替」（繰出し手数料がかかります）、もしくは「現金書留」をご利用ください。切手・収入印紙などによる代用はできませんのでご注意ください。
- ・請求内容等によりさらに手数料が必要となる場合がありますので、多めにご用意ください。

④住所が記載された写真付きの本人確認資料の写し（官公庁発行のもの）

- ・1点でよいもの…運転免許証、住基カード（写真付き）、身体障害者手帳など
- ・2点以上必要なもの…健康保険証、パスポート、介護保険証、通帳など

⑤請求者本人が記載されていない戸籍が必要な場合は、関係が確認できる戸籍謄本などの写し

■請求先

○戸籍謄（抄）本…戸籍（本籍）のある市区町村の役所

○住民票・転出証明書…住所登録をしている市区町村の役所

■その他

○請求（投函）から交付（到着）まで7～10日かかりますのでご了承ください。

○本人・配偶者・直系親族以外の方が戸籍、除籍、改製原戸籍を請求する場合や、同一世帯以外の方が住民票を請求する場合、また本人以外の方が身分証明書を請求する場合は、委任状を添付したうえ、請求理由および請求者と必要な方との関係を詳しくご記入ください。

○手数料不足・書類不備・請求事由などにより発行できない場合があります。

○基本的人権またはプライバシーの侵害につながるおそれのある場合は交付できません。

○住民票を交付する場合は、原則本籍・続柄を省略します。（表示が必要な場合はその旨をご記入ください。）

○返送先は請求者の住所地になります。

お問い合わせ先

〒055-0195

北海道沙流郡平取町本町35番地1

ふれあいセンターびらとり内

町民課住民年金係

TEL：01457-4-6113（直通）